

令和7年度 第1回 新ひだか町教育委員会議 会議録

○開会日時及び場所

令和7年4月23日（水） 16時09分～16時39分 2階大集会室

○教育長及び委員の出欠席

出席委員：久保田教育長、平野井委員、津山委員、泊委員、泊委員
欠席委員：なし

○出席事務局職員（説明員）

藤沢部長、中村課長、鈴木補佐、岩渕主幹、齋藤センター長、山田係長、渡辺主査、
今野主事（記録者）、山口課長、小瀧主幹

○傍聴者 なし

○議事日程

日程第1 開会

日程第2 会議録署名委員の指定

日程第3 行政報告（教育長行政報告、議会行政報告）

日程第4 報告

報告第1号 新ひだか町教育行政事務評価委員会委員の委嘱について

報告第2号 新ひだか町学校運営協議会委員の任命について

報告第3号 新ひだか町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

報告第4号 新ひだか町学校開放事業管理指導員の委嘱について

日程第5 議事

議案第1号 令和7年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

協議第1号 専決処分の報告について

協議第2号 専決処分の報告について

日程第6 その他

(1) その他

○審議・報告・指示事項に係る発言者及び発言内容

・日程第1 開会

【久保田教育長】

ただいまより第1回の会議を始めたいと思います。

・日程第2 会議録署名委員の指定

【久保田教育長】

日程の第2になりますが、会議録署名委員として、津山さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。

・日程第3 行政報告（教育長行政報告、議会行政報告）

【久保田教育長】

日程の第3、行政報告になります。まず教育長の行政報告を私のほうで報告します。

報告事項1の第1回日高管内教育委員会教育長会議についてであります。資料1、4月10日に第1回の日高管内教育委員会教育長会議が開催されております。そのあと、日高管内の公立小中学校長会議を同時に開催されております。

会議の冒頭、例年ですけれども、教育長のほうから、別添資料1にありますように、令和7年度日高管内教育推進の重点について説明がございました。内容については、省略いたします。

次に、配付された資料もございますので、それを見ていただくと、重点1から重点3までの内容が分かるかと思ひます。当町においては既に、この管内の重点に関わる内容が、教育執行方針の中にも盛り込まれておりますし、各学校においては、具体的な取組が令和7年度において進められることになっております。

次に、報告事項の2になりますが、新ひだか町教育研究協議会の総会についてであります。資料2を参照願ひます。4月18日になりますが、新ひだか町教育研究協議会の総会が開催されまして、その上に来賓として挨拶をしております。内容については、資料2、掲載されていますけれども、本町の子どもたちの学力の実態については、改善されつつあるものの、まだまだ大変厳しい状況にある。そのため、中学校区を単位とした、各ブロックにおいて、小中学校連携しながら、事業改善を中心に、課題解決のための取組を現在進めているということ。教研協の部会活動においては、学習指導要領の趣旨をしっかりと押さえて、町の教育行政執行方針を踏まえて活動を進めるとともに、特に令和7年度においては、ICTを様々な場面で効果的に活用して、子どもが主体となって共同して学びを深める事業を進めるよう、お話をしてまいりました。なお、現在は教育研究協議会の学科においてはですね、かなり改善しなければならない大きな課題があります。その課題について、令和7年度で、教研協自らがですね、改革するというようなことも、総会の中で確認されておりますので、そういった推移については、委員会としても、しっかりと見ていきながら、必要に応じて指導助言をしてまいりたいというふうに考えております。ただ具体的なことが明らかになりましたら、後ほどの教育委員会議等

で報告してもらいたいと思っています。

以上、大きな報告事項二つを含めて、4月1日から4月20日までの教育長の業務経過については、記載のとおりとなっております。

それでは次に、議会教育行政報告を報告します。

【藤沢教育部長】

議会教育行政報告を申し上げます。

令和6年度新ひだか町教育委員会表彰、教育奨励賞についてでございます。記載のとおり、本町の教育文化及びスポーツにおいて、優秀な成績を収めました2名1団体に対し、記載のとおり、教育委員会表彰を贈呈いたしました。受賞者のますますの御活躍を御期待申し上げ、教育行政報告といたします。以上です。

【久保田教育長】

それではただいま、日程第3の行政報告について、報告を行いましたけれども、質問ございますか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」と言う人あり)

・日程第4 報告

報告第1号 新ひだか町教育行政事務評価委員会委員の委嘱について

【久保田教育長】

それでは次、日程第4、報告に入りたいと思います。

報告第1号新ひだか町教育行政事務評価委員会委員の委嘱について、お願いします。

【今野主事】

ただいま上程されました、報告第1号について、ご説明いたします。

報告第1号は、「新ひだか町教育行政事務評価委員会委員の委嘱について」でございます。新ひだか町教育行政事務評価委員会委員に次の者を委嘱したので、報告するものでございます。

今回の委嘱につきましては、令和7年4月1日付け教職員の人事異動等に伴いまして、10名の委員のうち、3名の委員に変更がありましたので、記載のとおり後任の委員を委嘱したものでありまして、委嘱期間は、新ひだか町教育行政事務評価委員会規則第4条の規定により、前任者の残委嘱期間であります令和7年4月1日から令和8年6月30日までとしたものでございます。

以上で、報告第1号の説明といたしますので、よろしく願いいたします。

【久保田教育長】

それではただいま、報告第1号について説明がございました。中の説明の中身について質問ございますか。

(「質疑なし」と言う人あり)

報告第2号 新ひだか町学校運営協議会委員の任命について

【久保田教育長】

それでは次に、報告第2号に進みます。新ひだか町学校運営協議会委員の任命についてお願いします。

【岩淵主幹】

ただいま上程されました、報告第2号につきまして、ご説明いたします。

報告第2号は「新ひだか町立三石小中学校学校運営協議会委員の任命について」でございまして、学校運営協議会委員を新たに任命する必要があることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の規定に基づき、別紙のとおり委員を任命したことを報告するものであります。

1枚おめくりください。

三石小中学校の委員名簿をご覧ください。三石小中学校では、保護者として2名を委員に任命いたしました。

新ひだか町学校運営協議会規則では、任期は任命の日の翌年度の3月31日までとしていますことから、令和7年4月1日を任命の日としまして、令和9年3月31日までが任期となります。

以上で、報告第2号の説明といたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【久保田教育長】

はい。それでは今、報告第2号の説明がございました。質問ございますか。

(「質疑なし」と言う人あり)

報告第3号 新ひだか町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

【久保田教育長】

それでは次に、報告第3号、新ひだか町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、お願いします。

【齋藤センター長】

それでは、報告第3号についてご説明申し上げます。

報告第3号 新ひだか町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

新ひだか町学校給食センター運営委員会委員に次の者を委嘱したので、報告するものでございます。

今回、委嘱した委員は記載の2名で、委嘱期間が令和7年4月1日からとなっており、「新ひだか町校長会」より1名、「新ひだか町教頭会」より1名となっております。いずれの委員も、推薦を受けている所属団体内で異動があったことから、新たな推薦をいただき委嘱替えしたものであります。

なお、委嘱期間は、前任者の残任期間の令和8年6月30日までとしております。

以上で、説明を終わります。

【久保田教育長】

それでは、報告第3号について説明がありました。質問ございますか。

(「質疑なし」と言う人あり)

報告第4号 新ひだか町学校開放事業管理指導員の委嘱について

【久保田教育長】

それでは次に、報告第4号、新ひだか町学校開放事業管理指導員の委嘱について、お願いします。

【小瀧主幹】

ただいま上程されました報告第4号新ひだか町学校介護管理指導員の委嘱について、新ひだか町学校開放事業管理指導員を別紙のとおり委嘱したので報告いたします。

委嘱期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

以上説明を終わります。

【久保田教育長】

報告第4、説明ございました。質問ございますか。

(「質疑なし」と言う人あり)

【久保田教育長】

それでは、以上をもって、日程の第4、報告を終了したいと思います。

・日程第5 議事

議案第1号 令和7年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

【久保田教育長】

引き続き、日程第5、議事に入ります。

ここで、追加議案が出されております。議案第1号、令和7年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について、お願いします。

【山田係長】

ただいま上程されました議案第1号について御説明いたします。議案第1号は、令和7年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択についてでございます。令和7年度に使用いたします特別支援学級生徒用の教科用図書の採択を決定しようとするものであります。

令和7年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書については、義務教育諸学校

の教科用図書の無償措置に関する法律施行例第10条第1項の規定に基づき、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに採択を行わなければならないとされていることから、令和6年8月27日開催の令和6年度第5回教育委員会会議において採択について議決されたところではありますが、このたび、特別支援学級生徒用の障がいに応じた教科書として附則第9条に規定する教科用図書を給与する必要があると。学校から別紙のとおり、選定報告書の提出がありました。なお、同条第2項には、9月1日以降において、新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。とされていることから、これを妥当と判断し、採択しようとするものであります。なお、特別支援学級用として採択いたします学校別選定報告書を添付しておりますので、お目通しを頂きたいと思っております。

以上で議案第1号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【久保田教育長】

ただいま、議案第1号の説明がありました。学校教育法附則第9条に規定する教科用図書とは、あまり聞かないと思うんですけど、特別支援学級の子どもたちが使用する図書ということで、これも採択がされ、指定されている図書です。その使用に関わる説明があったんですけど、何か質問ございますか。

(「意義なし」と言う人あり)

【久保田教育長】

新たにこの三つの図書を指定して、これは静内第三中学校の知的学級で使いたい。そういった内容だったと思います。

協議第1号 専決処分の報告について

協議第2号 専決処分の報告について

【久保田教育長】

それでは次に、協議事項に進みたいと思っております。協議第1号、専決処分の報告について、並びに協議第2号、同じく専決処分の報告について、一括説明をお願いします。

【山田係長】

ただいま上程されました協議第1号及び協議第2号についてご説明いたします。

協議第1号及び協議第2号は専決処分の報告についてでございます。同一の事件によるものであることから、一括してご説明いたします。

1ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

まず、事件の概要についてご説明いたします。

令和6年12月28日午後5時28分頃、町立中学校教職員が、町外で行われた部活動の大会を終え、公用車で学校に向かう帰路の途中、国道235号線の新ひだか町三石

本町35番地先を走行中、運転者の操作誤りにより道路脇の街路灯に衝突し、その衝撃で前方を走行中のもう1台の公用車に接触しました。その際に、破損した公用車の破片が飛散し、現場付近に駐車していた協議第1号の相手方の車両に当たり、損傷させたものです。また同時に、現場付近に設置されていた協議第2号の相手方所有のカラーコーンを破損させたものでございます。

なお、この事故において当該公用車2台には大会に参加した生徒複数名が同乗しており、そのうちの2名の生徒が身体に痛みを訴えたため病院を受診し、うち1名が右手首の負傷により治療しております。

また、衝突した街路灯は根本から折れた状態となり、撤去しておりますが、設置者であります国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部浦河道路事務所と復旧に向けた協議を行っているところでございます。

今回、物損の2件につきまして、和解及び損害賠償額が決定し、5月議会臨時会に報告しようとするため、教育委員会にて協議させていただくものでございます。

2ページをご覧ください。協議第1号の専決処分書でございまして、令和7年専決処分第1号でございます。

専決処分年月日は令和7年3月18日付でございます。

なお、本件に係る過失割合につきましては、町側が10、相手側がゼロで、カラーコーンの損害額を賠償額として支払うものでございます。賠償金は全額町が加入する一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により支払われます。

3ページをご覧ください。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。新ひだか町は、令和6年12月28日に発生した下記損害賠償請求事件において、新ひだか町の賠償額、1,976円で相手方と和解する。

続きまして、1枚おめくりいただき、協議第2号の専決処分書でございます。2ページをご覧ください。令和7年専決処分第2号でございます。

専決処分年月日は令和7年3月20日付でございます。

なお、本件に係る過失割合につきましては、町側が10、相手側がゼロで、車両の損傷の修繕費を賠償額として支払うものでございます。賠償金は全額町が加入する一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により支払われます。

3ページをご覧ください。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。新ひだか町は、令和6年12月28日に発生した下記損害賠償請求事件において、新ひだか町の賠償額、48,200円で相手方と和解する。

なお、今回の専決処分案件には含まれておりませんが、冒頭の説明において申し上げました負傷生徒への賠償については現在、相手方との協議が進められており、今後早期に和解が整った場合には専決処分を行い、5月議会臨時会に報告後その旨を教育委員会にて報告させていただきたいと考えておりますので、ご了承の程よろしく願いいたします。

また、倒壊した街路灯については、修繕方法等に関して協議に時間を要しており、費用も高額になる可能性もあります。賠償額が100万円を超える場合は、専決処分ではなく議決案件として町議会に諮ることも考えられますことを申し添えます。

今回の事故は、教職員の注意不足により発生したものでございまして、今後このようなことが起こらないよう、注意喚起をし、安全の徹底を図るとともに、交通法規の遵守

及び事故防止を徹底するよう指導に努めてまいりますので、御理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上で、協議第1号及び協議第2号の説明とさせていただきます。

【久保田教育長】

ただいま協議第1号並びに第2号の説明がありました。教職員が部活の参加に関わって起こした公用車の事故に関わるもので、今回はカラーコーンと、相手方車両の破損に関わる専決処分の説明なんですけど、何か、聞いてみたいことございますか。

以前若干説明した関係だとは思いますが。

【泊委員】

生徒さんのけがの具合は大丈夫ですか。

【久保田教育長】

どうですか。

【山田係長】

当該生徒のけがのほうは、顧問の先生確認したところ、治っておりまして部活動にも参加されていますということでした。

【久保田教育長】

よろしいでしょうか。この件に関してはまだこれからかなり続く案件かなあというふうに思います。ほほかに街路灯等も壊れてますし、あと子どもたちへの補償の部分もありますし、事故を起こしてしまった教職員の処分の問題と、これから出てくると思いますので、都度また、明らかに次第、報告させていただくことになると思うんですけど、いずれにしても、こういった案件がまた発生しないように十分、指導に努めてまいりたいというふうにして考えています。

ただいまの説明よろしいでしょうか。

(「意義なし」と言う人あり)

【久保田教育長】

それでは、以上で日程5の議事については終了します。

・日程第6 その他

(1) その他

【久保田教育長】

次に、日程6のその他についてです。特に大きなその他事項はございませんが、今後の行事予定等ありましたらお願いします。

【中村課長】

私のほうから、次回の教育委員会の日程について、確認させていただきたいと思えます。次回、6月3日火曜日の時間が午後3時半から予定したいと思うんですが、委員の皆様のご都合よろしいでしょうか。よろしければ、6月3日火曜日の3時半からで予定のほうに入れていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【久保田教育長】

次回もよろしくお願ひしたいと思えます。

以上をもちまして大きな案件終わったんですけれども、あと教育委員の皆さんから、せつかくの機会ですので、何かございますか。

津山委員さん。

【津山委員】

はい、ありがとうございます。回答は今日じゃなくてもいいんですけど、1件町民の方から聞かれたことあったんで御質問させていただきたいと思えます。小中学校の体育館の件だったんですけども、ワックスの件でちょっと聞かれまして、どのような期間でやっているのか、どういう成分のものを使っているのか、聞かれました。何でかっていうと滑るって話をちょっとされまして、それで別に今日じゃなくてもいいんですけども、次回、こういう規定でやっていると、もしあれば教えてほしいなと思えました。

【久保田教育長】

はい。後ほど報告になると思うんですが、何かありますか。

【今野主事】

ワックスの件なんですけど、今運営しております小・中学校6校におきましては、塗布を毎年行っております。校舎は塗布を2年に1回、剥離につきましては4年に1回、計画的に実施させていただいてるものでございます。【鈴木課長補佐】

体育館に塗布している成分はウレタンワックスを塗布しておりますが、三石小学校は樹脂ワックスとなっております。

ちなみに滑るのはどこの学校でしょうか。

【津山委員】

三石だと思えます。

樹脂だからすべるんじゃないかなって思うように思えます

危ないんじゃないかって指摘があったんですね。滑り過ぎたらそれがどうなのかなと思っただけ聞きました。

【今野主事】

樹脂は普通のフロアや教室とかに塗っているのと同じものになります。

基本的に三石小学校だけが違う理由については、もともと塗布しているものと同じものを塗布しなければ、離れてしまうことがあることから、成分の変更ができなかったという経緯も過去にあるものでして、今後予算時期には確認して、もしウレタンに変える

ようでしたら変えるだとか、そういった対策させていただきたい。

【中村課長】

一応今時点ではそういうお答えをさしてもらったんですけど、何か、まとめたほうがよろしいですか。

【津山委員】

また、町民の方に聞かれたときにちゃんと答えたいんでお願いします。

【久保田教育長】

よろしいですか。後ほど津山委員さんのほうに何かまとめたものをペーパーで渡していただければありがたいと思います。

【津山委員】

ありがとうございますはい。

【久保田教育長】

ほかに何かありませんか。

ちょっと小耳に挟んだことでもいいんですけども。

【平野井委員】

アルバムの請求の件、その後何かありますか。一応静中が入ってるっていうのは、出てたんですけどもその後のことっていうのは、何かあるんでしょうか。

【久保田教育長】

課長よろしいですか

【中村課長】

本日、後ほどお話をさせていただこうかなと思ってたところですが、今、平野井委員のほうから御質問があったので、今は分かる範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

もう報道で出ているとおり、当町に関しては、静内中学校の2023年度の卒業生、ですので24年の3月の卒業生人数でいきますと57人分ということになりますが、卒業アルバム、第1の発注先については管内の印刷業者になります。その業者が、報道にある齊藤コロタイプ印刷株式会社、宮城県仙台市に会社があるんですが、その工場のネットワークに外部からの不正アクセスがありまして、いわゆるランサムウェアという身代金要求型の不正アクセスだというふうに聞いておりますが、その中で、この工場内にネットワークにあった17万3,000件、のデータがですね、流出した可能性があるということで、既に文書でですね、我々の教育委員会のほうも、経過等については報告があるんですが、中身については報道されている中身とほぼ同じ内容でございます。

私のほうでもですね、改めまして、この仙台市にある齊藤コロタイプ印刷の直接話も、電話で確認しておりますが、報道等にある中身と報告の内容がほぼ同じでございました。

今まだ調査中のところもあるというふうに聞いていますので、最終的な被害状況等については、ちょっと時期ははっきりはしていないということなんですけども、改めまして、公表もしくは、御連絡を申し上げたいというところでした。

報道にもありましたが、この漏えいの可能性を持ってですね、何か直接的な2次被害等については、この業者側も把握していない、今は出ていないという状況。

それから、あわせて、教育委員会、それから、静内中学校に対して何か保護者からの問合せ等も現時点では来ておりません。

委員会ではですね業者の調査、最終的な報告、公表等をもってですね、今後の対応について検討していきたいというふうに現時点では考えております。以上でございます。

【久保田教育長】

現時点までの状況なんですけど。何かございますか。よろしいですか。

何かもしそういったことで情報でも入りましたらまた委員会のほうにお知らせしていただければありがたいと思います。

特に保護者の問合せ等、学校のほうにも1回、特に入っておりません。

あとそのほかの件でございますが、よろしいですか。

学校の入学式も終わり、新しい体制の中でスタートしているかと思えます、特に表立った報告等はありませんので、順調にスタートが切れてるのかな、というふうに思います。今後いろいろ委員会だとか、学校が気づかないところでいろいろ情報が多分、あるかと思えますけども、そんな折には、ちょっと教えていただければ、すぐ対応できるかなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それではこれで終了してよろしいでしょうか。

前段の視察も含めて、お疲れのことと思えます。

本日は本当にありがとうございました。

以上で終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上、会議の次第を調製し、これを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 4 月 23 日

新ひだか町教育委員会 教育長

久保田 達也

新ひだか町教育委員会 教育委員

梁 滄

令和 7 年 5 月 21 日 調製
教育部管理課管理係